

# 肩水金関と漢代の交通

——伝と符の用途——

藤 田 勝 久

## はじめに

中国のエチナ河流域には、漢代辺郡に設置された辺境防衛の施設がある。張掖郡では、肩水都尉府と居延都尉府が置かれ、その下部に渠レベルの候官や、烽燧、関所などの施設がある。この地域では、一九三〇～三一年に発見された居延漢簡と、一九七二～七四年の居延新簡、一九九九年～二〇〇二年の額濟納漢簡によって、漢代法制史や、文書行政と簡牘文書学、辺境防衛の研究が進んでいる。<sup>①</sup>ただしこれまでの研究は、公表された数量がもつとも多い甲渠候官（約一三〇〇〇点）の漢簡とその周辺地区を中心としており、居延漢簡（旧簡）では約三〇〇〇点に満たない肩水候官と肩水金関の方面の研究は少なかった。

肩水金関（A 32）は、張掖郡の肩水都尉府—肩水候官（A 33地湾）の下部にある組織で、北方の居延都尉府や居延県、甲渠候官、卅井候官の方面に行く交通の要衝にある関所の遺跡である。この金関は、肩水候官の施設から北に数百メートルのところ<sup>②</sup>に位置しており、いわば二つの施設は一体化した施設となっている。そのため肩水金関は、施設を運営する一般の業務のほか<sup>③</sup>に、とくに交通に関する職務が注目されている。これを反映して金関漢簡には、通行証

である「伝」の記録と「符」や、往來の出入記録、文書を通伝する郵書記録などがある。

漢代交通と居延漢簡の伝・符に関しては、すでに大庭脩「漢代の関所とパスポート」(一九五四年)、同「漢代の符と致」(一九九二年)や、李均明氏などの研究があるが、その用途には不明な点がある<sup>3)</sup>。こうした状況で、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館等『肩水金閼漢簡(壹)』、同編『肩水金閼漢簡(貳)』(以下、金閼漢簡)の刊行によって、エチナ河流域の交通と肩水金閼の運営をめぐる資料が追加されるようになった<sup>4)</sup>。そこで本稿では、肩水金閼から出土した伝の記録と、符の用途を再検討し、漢代の交通システムと関所制度について考えてみたい。

## 一 金閼漢簡にみえる伝の記録

漢代辺郡の交通では、敦煌懸泉置のような宿泊施設と、通過の要衝にある肩水金閼とでは、出土した伝の内容に相違がある。たとえば懸泉置では、シルクロードの往來や東西の出張に対して宿泊や交通手段・食事などを提供するために、公的旅行の伝の写し(控えの記録)が出土している<sup>5)</sup>。この伝は、中央の御史大夫や、郡の太守と長吏、県の長官が発給しており、これまでのところ私的な旅行に対する伝は公表されていない。

これに対して、肩水金閼と肩水候官で出土した伝は、旅行の往來に関する記録で、公的旅行の伝も出土しているが、私的な旅行を許可する伝のほが多い。大庭脩氏は、この私用旅行の通行証を槩とし、肩水金閼で出土した通行証は旅行者が携帯する実物ではなく、その文面を通過地で写した記録と推測している<sup>6)</sup>。私的旅行の伝は、すべて県と県レベルの候官の長官が発給している。その書式は、A…本人が所属する郷から、伝を取得する資格があることを述べて申請し、B…県あるいは候官の長官が通過地に通告する文章で構成されている。居延漢簡では、これを一つにし

た記録が残されている。

これらの研究をふまえ、私も懸泉漢簡と居延漢簡にみえる伝の記録を考察したが、それによれば伝の書式は、以下のように分類できる。<sup>(7)</sup>

出土地	発給者		上下二段の形式		連続の文章形式
	中央・御史大夫		公用…謂、下の用語		
	郡…太守など		公用…謂の用語		
	郡…太守など		公用…謂の用語		
懸泉置	郡…太守など		公用…謂の用語		公用…移、謂…遣、使の用語
	郡…太守など		公用…謂…遣の用語		
	郡…太守など		公用…遣…敢言之。移…		
	郡…太守など		公用…自言…敢言之。移…		
(A35大湾) 肩水金関	県、候官…		公用…		私用…
	県、候官…		公用…		
	県、候官…		公用…		
	県、候官…		公用…		

つぎに問題となるのは、往来する旅行者が携帯する伝の実物に対して、肩水金関ではどのように文面を記録したかということである。大庭脩氏は、甲渠候官などの資料に「伝」「過所」と書いた検があることから、身分証明の文書の上にかぶせて持参したと推測している。<sup>(8)</sup>しかし伝に検をかぶせて密封すれば、関所のような通過地でのように内容を確認するの不明である。富谷至氏は、密封された伝は交通上の通過機関で開封し、ふたたび伝を封印すると推測している。<sup>(9)</sup>

この説に対して、封印をそのままにして伝を確認するという説がある。<sup>(10)</sup>市川任三氏は、パスポートは何らかの方法

で封印をそのままにして、第三者に内容が見えるようにしていたと推測し、鷹取祐司氏は、パスポートの記載内容を写し取った簡に河南郡の「雒陽丞」「醫師丞」の印文があるため、金関に到るまでの関所でチェックするとき、封印を破壊しないで内容が確認できたと推測している。たしかに通過地で封印を変えれば、発給地での証明という効果なくなってしまう。したがって旅行者が携帯する伝は、たとえば觚などの形状で、その文面を外から見ても確認できることが想定される。<sup>14</sup>この場合、伝に付けられた封泥は、内容を隠す密封の印ではなく、文書の証拠印ということになる。これに対応して『金関漢簡(貳)』では、つぎの資料が追加できる。

1 元始五年十二月辛酉朔庚辰東鄉齋夫丹敢言之、□□里男子耿永自言□彭守肩水囊他□□隧長永願

以令取傳□彭衣食、謹案永等母官獄徵事當得取傳、□□移過所肩水金關往來出入母奇

留如律令敢言之。十二月庚辰昭武長財守丞□移過所寫移如律令。掾忠令史放

73EJT23:335

2 □鳳四年四月辛丑朔甲寅南鄉齋夫□敢言之、□石里女子蘇夫自言夫延壽為肩水倉丞願以令取

居延□□與子男□葆延壽里段延年□□所占用馬一匹軺車一乘、謹案戶籍在鄉□

夫□延年皆母官獄徵事當以令取傳敢言之。

……移過所如律令。／佐定

73EJT23:772A

居延令印

73EJT23:772B

3 永始二年九月壬子朔辛酉東鄉有秩相敢言之、廣世里……

案母官獄徵事謁移過所母奇留敢言之。

九月辛酉熒陽守丞承移過所如律令。

73EJT24:23A

熒陽丞印

73EJT24:23B

4……敢言之。

五月壬戌居延丞延年移過所縣道河津關毋苛留止如律令。／掾延年佐長世

73EJT24:240A

印曰居延丞印

73EJT24:240B

5案毋官獄徵事當為傳、移過所縣邑勿何留敢言之。

十二月雒陽丞大移過所縣邑勿何留如律令。掾禹令史樂

73EJT24:266A

章曰雒陽丞印

73EJT24:266B

1は、張掖郡昭武県が発給した肩水金関の方面に行く私用の伝である。2と4は居延県が発給した私用の伝であり、3は榮陽県が発給した私用の伝、5は雒陽県が発給した私用の伝である。これらは伝の文面を写した記録であるが、印章を付記するものは、発給した県と同じになっている。したがって金関漢簡の例を追加すれば、関所などの通過地では封泥を開封することなく、伝の内容を記録できたことになる。これは居延漢簡にみえる伝が、実物の写しであることを証明している。このような伝の記録は、金関漢簡によって補強されたといえよう。

ところで金関漢簡には、さらに注目すべき簡牘がみえている。それは伝のような通行証に同行する人物の「牒」を付けており、「出入如律令」という用語をもつ資料である。73EJT8:51Aは、前漢末の孺子嬰、居攝二年（後七）三月癸卯（二十日）に、居延県が県索関と肩水金関に文書を発給して通告しており、官大奴をふくむ文書となっている。それを肩水金関では、齋夫が君門下に取り次いだ状況を背面に示している。この文書に関連して、73EJT8:52には官大奴の資料がある。もしこれが一連の文書であれば、官大奴の資料は「牒」と関連し、三月辛亥（二十八日）に肩水金関を通過した記録となろう。

居攝二年三月甲申朔癸卯 居延庫守丞仁移卅井縣索 肩水金関都尉史曹解掾

葆與官大奴杜同俱移簿

大守府名如牒書到

出入如律令

73EJT8:51A

居延庫丞印

嗇夫當發

君門下

掾戎佐鳳

73EJT8:51B

官大奴杜同年廿三

二月辛亥

73EJT8:52

同じように居延漢簡15.18では、張掖郡の居延塢長の王戎が乗る馬について、酒泉郡禄福県の倉丞が、帰路にあたる北方の肩水金閼に「出如律令」と通告している。また74EJT3:155では「吏所葆名如牒」とあり、随行人などを出入りさせる文書ということになる。<sup>(12)</sup>このように牒と一緒にある文書は、随行する人や物品の通行を証明する書である。さらに『金閼漢簡(貳)』には、これとよく似た手続きの資料がある。

A 元壽二年七月丁卯朔辛卯、廣昌郷嗇夫假佐宏敢言之、陽里男子任良自言欲得取傳為家私使之武威

張掖郡中、謹案良年五十八、更賦皆給、母官獄徵事、非亡人命者、當得取傳、謁移過所河津關毋苛留如律令。

B 七月辛卯雍令 丞鳳移過所如律令。

C 馬車一兩用馬一匹齒十二歲、牛車一兩用牛二頭

73EJT23:897A

D 雍丞之印 E 嗇夫賞白

君門下

五月己巳以來南

73EJT23:897B

Aは、元壽二年(前一)七月辛卯(二十五日)に、郷から陽里の男子・任良が武威・張掖に私用で旅行するため、伝を取る資格があることを述べて、河津関を通過する申請をしている。Bは、同日に雍県の令と丞が、通過地に通告する文章を記す。この形式は、AとBを書写して県が発給した文書が、私用旅行の伝となる。表面の「掾並、

守令史普」は、一般文書の記録では背面の左下段に記すものであるが、ここでは正面の下段に写している。これは肩水金闕で伝の文章を写し取った記録である。

ところがCには、追加の条件として、馬車と牛車の特徴を記している。これは人の往來を証明する伝の条件ではなく、馬車と牛車を付記した記録と推測される。

背面の上段右には、D「雍丞之印」と封泥の印文を付記し、上段左には「五月己巳以來南」と通過した月日を付記している。Eは、中段の表記で、齋夫の賞がこの文書を「君門下」に取り次いでいる。Fは、取り次ぐときの表記と推測される。<sup>(15)</sup>「発」とある表記を、「白」(もうす)と記している。こうした「発」「白」は、取り次ぐときの表記と推測される。<sup>(16)</sup>

このように金闕漢簡には、通行の証明に随行者の牒を伴う文書や、伝に加えて車馬・牛車の付記をもつ記録がある。これは張家山漢簡「津関令」の規定をもとにすれば、伝とは別に、私馬を随行する通行には「書」の証明で出入を制限している例にあたる。<sup>(17)</sup>私馬の証明となる「書」は、別の規定では馬の特徴を記した「致」によって文書を作成すると記している。<sup>(18)</sup>ここでは人が関所を通行する伝とは別に、私馬の随行を証明する書や致の文書があることがわかる。したがって漢簡に見える伝の記録とは別に、随行人や馬・牛の特徴を記した牒を伴う文書は、「津関令」で規定する書や致にあたりと推測している。

このように随行者の通行に付随して、別に随行人や随行品を記す形式は、漢代の墓に副葬された告地策と共通する要素をもっている。<sup>(19)</sup>漢墓の告地策は、墓主が地上から冥界に行くとき、地下の官吏に宛てた通行の擬制文書である。この書式は、人が通行する伝の記録よりは、むしろ随行人や馬・牛を記す書式と似ている。ここから私は、告地策は冥界への通行に対して、随行人や随行品を証明するために副葬したものであり、地上の交通システムを反映した資料と考えている。

以上、肩水金関で出土した伝には、公用旅行と私用旅行の形式があり、その書式を懸泉漢簡とあわせて整理した。また金関漢簡で数が多い私用の伝は、その形態と機能からみて実物ではなく、伝の文章を写した記録（抄本）であることを確認した。そして旅行者が往來に携帯する伝の実物との関係は、たとえば觚の形状のように、伝の文章は封泥を開封しなくても確認して記録できるようになっており、そのために証押印となる発給者の印文を付記したと推測している。また肩水金関では、伝に記された本人の通行条件に加えて、随行の車馬や人がある場合には、それを証明する文書を別に記録しており、それが通行の致にあたるのではないかと想定した。

## 二 金関漢簡の符と記録

肩水金関からは、複数の通過地に用いる伝の記録のほかに、肩水金関など特定の通過に使う符が出土している。居延漢簡の符については、すでに大庭脩、榎山明、李均明氏などの研究があり、つぎのような見解がある。<sup>17)</sup>

まず符は、『説文解字』に「符、信也。漢制以竹長六寸、分而相合。」とあり、六寸（約一四センチ）の割符が基本である。割符の証明には、これまで戦国楚の鄂君啓節（青銅製の割符）、秦漢時代の銅虎符（発兵）、竹使符（徴発）が紹介されている。ただし漢簡の符は、竹製ではなく伝より短い木簡で作られており、長さは約一四・六センチの実物がある。符の側面には刻歯があり、これを合わせて証明とする。榎山明「刻歯簡牘初探」では、(1) 符、刻券、(2) 出入錢穀衣物簡、(3) 契約文書簡に分類している。刻歯簡牘は、枝材を縦半分に分けて作り、同じ文章の組み合わせを作成する。側面の刻歯は、文章の数字に対応しており、これで不正が防止できるといふ。<sup>18)</sup> このほか刻歯簡牘には、文書通伝の際に作成する郵書記録にもみえている。<sup>19)</sup>



漢簡の符は、李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』符券類で、1 出入符、2 吏及家属符、3 日迹符、4 警候符に分類している<sup>20</sup>。ここでは関所の通行に関して、1 出入符、2 吏及家属符（吏家属符）を中心に検討してみよう。

### 1 出入符

出入符には、肩水候官と肩水金関で出土した始元七年（元鳳元年、前八〇）の資料がある。ここでは共通して「居延與金關為出入六寸符券」とあり、刻歯は百（「フ」）の形態で、第一から千までの番号をもち、具体的な通し番号を記している。完全な符には下部に穴がある。そして「左は官に居り、右は金関に移し、符合すれば以て事に従え」という文面がある。1 の寸法は、長さ一四・二センチ、幅二・〇センチ、2 の寸法は、長さ一四・六センチ、幅二・四五センチである。3 の寸法は、長さ一四・六センチで左半分が欠けている。このほかの出入符や残簡には、A33の174.10、11.26、11.8、211.17a、73EJT9.10がある。

1 始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千左居

官右移金關符合以從事

・第八

（左刻齒、穴）

A33:65.7

2 始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千左居

□□□□□□符合以從事

・第十八

（左刻齒、穴）

A33:65.9

3 始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千……

（右刻齒）

A33:65.10

\*……居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千左居

……符合以從事

・第七

（左刻齒、穴）

274.10

\*□居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至

□□居官右移金關符合以從事 ・第十九 (穴)

274. 11

4元鳳二年二月癸卯居延與金關為出入六寸符券齒百 (右刻齒、穴)

從第一至千左居官右移金關符合以從事第九百五十九

74EJT26:16

大庭脩氏は、この符が居延と肩水金関の間だけで有効という<sup>(21)</sup>。その用途は、居延から金関を通って行く者は、官にある左半分を持つてゆき、金関から居延に来る者は、金関の右半分を持つてくる。このような性格から、符を持つて関所を通過する者は、近距離を往来する者で、関所を通過させてもかまわない信用のある者に限定されるといふ。左右は、切り込みの左右いずれにあるかで区別し、パトロールに使う警候符が、二つを合わせた切り込みから見て左にある符(木簡の文面から見て右側面に刻齒がある)を「左券」ということから、切り込みから見て左符・右符と推測している。

李均明氏は、金関を専用に入出入符の実物で、出入を証明するといふ<sup>(22)</sup>。側面に刻齒があり、その用途は左符を官に留存する。符には番号があり、人名を記さないことから、一人が長期にわたって使用するものではなく、必要な時に「某人」に給付して、用務が終われば返却し、くり返し反復して使うものとする。

この出入符(符券)の用途では、さらに以下の特徴が指摘できる。

一に、この符は、肩水金関の出入を証明するものであるが、それは「左居官、右移金関」とあるように、居延が発給して金関に配布している。このとき「居延」「官」については、居延都尉府がある居延県とする説や、甲渠候官、肩水候官とする説がある<sup>(23)</sup>。後述の吏家属符では、発給する橐佗候官が「左居官」と称しており、ここでは発給する居延県を「官」とみなす見解が妥当であろう。そこで居延から肩水金関の方面に行く者には、この符を貸与し、金関では往来の通行を照合することになる。ただし金関が用務の終点であるとは思えない。なぜなら関所で通行が終わると

すれば、その行動が非常に制限されてしまうからである。そこで符の利用範囲は、肩水金関をこえて、つぎに確認が必要な関所までの空間ということになる。それは言い換えれば、張掖郡の肩水地区の範囲である。したがって通行する者は、居延地区から出発して、肩水金関を通過し、肩水地区の範囲で用務を済ませたあと、居延地区に帰るまで符を携帯することになる。肩水金関の役割は、この出入の照合であるとおもわれる。この符は、くり返して別の者に使用される。

二に、この符には、第一から千までの通し番号がある。そのため肩水金関から居延地区に行くときにも使用するとすれば、その方法が問題となる。たとえば第一の番号をもつ符を、双方が同時に往来で使用すれば、居延から金関を通過するときに照合できなくなる。そこで双方の利用と照合ができるためには、仮に第一から第五百までは居延が使用し、第五百一から千までは金関が使用するといった区分が必要である。しかし肩水金関から居延地区にも使用するとすれば、この文面では交通条件が不十分である。なぜなら(1)に、肩水金関は肩水地区の北方に位置しており、出発点が肩水都尉府や、それ以外の位置にあれば、わざわざ金関まで行って符を貸与することになるからである。また(2)に、もし肩水地区から用務で居延地区に行くとすれば、通行の確認は金関ではなく、居延地区の南部にある渠索関での照合が必要である。しかし出入符には、渠索関の通過に関する記載はなく、その利用方法が不明となる。したがって居延が発給した出入符は、渠索関をふくめて居延地区で通行ができ、肩水地区に入るときに金関で照合すると推測される。このように想定すれば、この出入符は、居延から肩水地区を往来するためのものであり、金関から居延地区に行くための相互往來の割符と考えることはできない。

それでは出入符の用務は、どのようなものだろうか。張家山漢簡「津関令」では、関所の通行に伝や符が必要であり、塞の補修や、郵や門亭で文書通伝する者は、符で出入りすることができた。<sup>(25)</sup>

一 御史言、越塞闌關、論未有令。……縣邑傳塞、及備塞都尉・關吏・官屬・軍吏卒乘塞者、禁？其□弩・馬・牛出、田・波（陂）・苑？牧、繕治塞、郵・門亭行書者得以符出入。 (488～491簡)

この規定によれば、符は文書の通伝や境界の出入りに使用したことになる。しかし出入符の用途は、こうした郵書の受け渡しや、境界の警候符、辺塞の吏卒が使う日迹符とは異なるとおもわれる。

まず懸泉漢簡や居延漢簡の郵書記録では、騎馬や御者、卒によって、文書伝達の早さや距離が違っているが、それは関所を通過するものではなく、それぞれの中継地で手渡している。<sup>(28)</sup>ここに側面に刻齒をもつ郵書記録がある。金闕漢簡(EPT2:23)の郵書記録には「十月丙寅失中時□受沙頭卒……付莫當□□」<sup>(29)</sup>とあり、肩水候官に属する沙頭卒から、橐佗候官に属する莫當の人に通伝している。そこで文書通伝では、境界にある郵駅や亭を中継する区間では割符が必要であろう。しかし同じ地区の文書通伝では、境界の符を必要とはせず、ここでは相互に受け渡しの記録を作成している。したがって文書通伝に必要な境界の符は、出入符のように広く別の地区に及ぶ往来の用務を想定していない。つぎに境界の警邏（パトロール）では、敦煌漢簡に警候符があり、側面に百の刻齒をもつと記している。しかしこれは境界で使う特定の割符であり、照合する目的が限られている。これも出入符のように一定の広い地区での用務とは性格が違っている。<sup>(30)</sup>

■平望青堆隧驚候符左券齒百

敦煌漢簡1393

同じように日迹符は、特定の候長が左右の符を分けて使用しており、これも特定の用務で使う符である。<sup>(31)</sup>

第廿三候長迹符左

EPT44:21

第廿三候長迹符右

EPT44:22

このほか交通に関連して、派遣の符がある。<sup>(32)</sup>甲渠候官から出土したEPT26:6は、中間が断絶しているが、残簡の長

さは約一七センチ、幅二・二センチである。

●甲渠八月廿六日庚午遣隧長榦況徒……覆衆迹虜到故候官知虜所出符 = 左留官

(左刻齒)

EPT26:6

これは甲渠候官が、隧長を派遣するときの符とおもわれ、側面に小さな刻齒がある。文面には「符左は官に留む」とあつて、これによれば左右の符を用いている。

このように文書通伝の符や、境界の警候符、吏卒の日迹に使う符は、限られた受け渡しや確認をする特定地点での照合を目的としている。またこれらの符と派遣の符は、その用務が出入符の広い範囲の往来とは異なっている。したがって出入符は、居延から肩水地区を往来するための割符であり、別の人びとが何度も使用することからすれば、肩水候官や肩水都尉府などに行く通常の用務が想定される。

## 2 吏家属符

吏家属符は、金関漢簡の公刊によっていくつかの書式が追加できるようになり、全体は三つの形式に区分される<sup>(30)</sup>。①は出入符と同じように、人名を記さず通し番号をもつ符である。②は上面に候官の名を記し、具体的な人名を記す符で、③は、これまで知られていた吏と家属の名を記す符である。つきにこれらの符の用途を考えてみよう。

① 吏家属符は、『金関漢簡(貳)』で新しく追加された形式である。これは出入符と同じように、割符の半分を金関に配布し、不特定の吏とその家属を対象としている。

5 曩他候官與肩水金關為吏妻子葆庸出入符齒十

19.8×2.5センチ

從第一至百左居官右移金關葆合以從事 第卅一(左刻齒、穴)

73EIT24:19

6 囊佗候官與肩水金關為吏妻子葆庸出入符齒十從一

167×20センチ

至百左居官右移金關符合以從事

(右刻齒、穴)

73EJT22:99

7 囊佗野馬隧吏妻子與金關門為出入符 (穴)

17.0×1.6センチ 73EJT21:136

5と6は、囊佗候官が発給し、右符を肩水金關に配布している。側面には十(一ノ)の刻齒があり、第一から百の番号を記し、それぞれに通し番号がある。木簡の下段には穴がある。ここには使用する吏などの人名はない。この用法は、出入符とよく似ている。ただし使用の対象は「吏妻子葆庸」である。また通行の範囲は出入符よりも狭く、肩水地区内にある囊佗候官から南の肩水金關を越える往来に限られている。7は、囊佗野馬隧の吏・妻子と金關との間で使用する符である。刻齒はなく、下部に穴がある。こうした符では、吏とその家属が肩水地区内を往来することができる。またこの符は、必ずしも吏が家族を同伴するのではなく、家族だけが往来する場合にも使える文面となっている。この場合も、金關から囊佗候官の方面に行く通行の証明ではなく、金關の出入りで照合する割符である。したがって①吏家属符は、発給した候官から金關をこえて往来し、回収する符である。

この符には、妻子に加えて「葆庸」という身分がある。この葆は、庸保(雇い人)とする説や、担保・保証と考証されているが、ここでは庸保と理解しておきたい。<sup>(31)</sup>これに関連して金關漢簡には、「葆致」と記す資料がある。これは雇い人として従者になっている者の文書であろう。

葆 王孫記書翁叔幸為繡

致 肩水殿吏徐少儒所

73EJT9:13

つぎに②吏家属符は、『金關漢簡(壹)』の資料である。この符は、上部に候官名を記し、側面に刻齒がある。文面には、吏と家属の名と特徴を記している。<sup>(32)</sup>

8 囊他 莫當隧長童去疾妻昭武安漢里大女董弟卿（右刻齒、穴） 長15センチ、断簡

年廿七歳黒色 73EJT5:78

9 廣地 博望隧長孫道德得子女居延平里孫女年十二歳（右刻齒） 15×2.0センチ

長五尺黒色 73EJT10:201

後起隧長逢尊妻居延廣地里逢廉年卅五 大車一兩

10 廣地 子小女君曼年十一歳 用馬二匹 12.5×3.4センチ

葆智居延龍起里王都年廿二 用牛二（左刻齒） 73EJT6:41A

…… 73EJT6:41B

11 肩水候 候除平陵歸□里公大夫 14.2×3.0センチ

永光四年正月壬辰符 大女□□長七尺…… 73EJT6:40

12（肩水） 驛北亭長成歐與金關為家室出入符從者爰得□□里孫偃 16.4×2.7センチ

從者爰得□□里宣□ 73EJT21:117

8、9、10の符の上部には、肩水金関の北に位置する囊佗候官、広地候官の名を記しているが、年月日はない。この符は、候官に所属する隧長と妻子、葆などが往来するために作成したものであり、具体的な人名を記している。身体的な特徴は、吏の妻や子供の年齢、車と牛・馬の情報である。吏の家族は、この割符の半分を携帯することで金関を出入りできるとおもわれる。ただし符の文面では、候官が先に金関に配布している記載はない。11は、肩水候官が永光四年（前四〇）に発給した符とおもわれ、下段は欠落しているが、おそらく官吏と家屬の通行を通達するものである。12は、肩水候官に属する驛北亭長と金関との間で、家室の者が出入する符である。これは上部に所属を書く

形式とは異なるが、名前を記した吏や家族が金関を出入りする点では共通している。

これらは候官に所属する官吏と家族の通行を証明する符であるが、これは名前と身体的な特徴を記した人物に限定されるものである。この割符は、出入符や①吏家属符のように、発給する候官が金関に配布した形式ではないが、金関から出土している。この符はどこで作成し、どのように照合するのだろうか。

この吏家属符の使用は、いくつかのケースが想定できる。1に、候官が発給し、往来する吏の家族と照合することである。この場合は、金関で符を見せるだけとなり、なぜ金関で出土するのかの説明できない。2に、この符は金関が発給したもので、往来する吏の家族と照合することである。これなら復路に金関が回収することになり、この地で実物が出土することが説明できる。この場合は、符の上部に候官の名を記しているが、これは発給地ではなく、所属を記したことになる。そして符に年齢や身体的な特徴を書くことは、関所での出入記録に通じる項目として理解されるであろう。

③吏家属符は、側面に刻歯があり、吏妻子の名前を記すタイプである。ここには年月日と、吏と家属の名と特徴を記している。

13 永光四年正月己酉

妻大女昭武萬歳里孫弟卿年廿一

藁佗延壽隧長孫時符

子小女王女年三歳

弟小女耳年九歳

皆黒色

妻大女昭武萬歳里張儀年卅二歳

14 永光四年正月己酉

子大男輔年十九歳

藁佗吞胡隧長張彭祖符

子小男広宗年十二歳

14.7×2.6センチ

A32:29.1



子小女女足年九歳

14.5×3.0センチ

輔妻南來年十五歳

皆黒色

A32:29.2

妻子大女鱧得當穿富里成虞禹年廿六

子小女候年一歳

車二兩

弟婦孟君年十五

用牛二頭

弟婦君始年廿四

馬一匹

小女護暉年二歳

弟婦君給年廿五

兄妻屋蘭宜衆里井君任年廿一

73EIT3:89

16 藁他勇士隧長井臨

建平元年家屬符

子小男習年七歳

兄妻君之年廿三

車一兩用□……

子大男義年十

子小男馮一歳

(右刻齒)

73EIT6:42

17 五鳳四年八月庚戌

藁他石南亭長符

亭長利主妻鱧得定國里司馬服年卅二歳

子小女自為年六歳

皆黒色

入出止(左刻齒)

73EIT9:87

18 藁他聖宜亭長張祿譚符

□光二年……

妻大女鱧得安□

弟大女……

73EIT9:275

13、14は永光四年（前四〇）正月己酉で橐佗候官の隠長の符、15は建平三年（前四）五月で橐佗候官の隠長の符、16は建平元年（前六）で橐佗候官の隠長の符、17は五鳳四年（前五四）八月庚戌で橐佗候官の亭長の符、18は橐佗候官の亭長の符である。ここには、妻子の年齢や身体的な特徴を記している。15では車と牛馬を付記しており、これは②吏家属符の10と共通している。

李均明氏は、この符の用途について、13のように妻の郷里が、金関より南の張掖郡昭武県にあるため、帰省のときに往来したと考えている。たしかに妻の郷里は、張掖郡の饒得県、屋蘭県がみえている。しかし②吏家属符の9、10では、妻の郷里は居延県の例があり、必ずしも金関の南方に限らない。したがって③吏家属符は、②吏家属符と同じように、金関が往来する吏の家族との間で作成し、出入りを照合する割符の可能性が高いとおもわれる。このとき注意されるのは、17 (ZHEI19:87) の「入出止」という付記である。これは「往来する者が入り、再び出て（役目を）終える」という意味に推測される。これは金関の照合で符が完結することを示唆している。このように想定すれば、金関に置いた符、あるいは復路で回収した符を、のちに廃棄したと考えることができる。

このように吏家属符は、基本的に往来者が持つ符と、肩水金関で照合する符の用途をもっている。①吏家属符は、出入符と同じように、発給する候官が先に金関に右符を配布し、通常の往来をする吏と家属に左符を貸与して、張掖郡の肩水地区を往来することができる。候官に帰ると返還し、つぎに利用する別の吏に貸与する。金関では、この左符と照合して出入を確認する。そこで金関で出土した符は、金関と肩水候官に残された符と推測される。

②吏家属符と③吏家属符の特徴は、いずれも張掖郡肩水地区との往来に限られており、出入符よりも使用範囲が狭く、また用途も限られている。また①吏家属符とは違って、往来する吏の家属の年齢や特徴を記している。この特徴は、関所を出入りするときに記録された項目と共通している。<sup>(34)</sup>ここから②吏家属符と③吏家属符は、金関が発給した

吏の家属との個別の割符であると推測しておきたい。

### 三 肩水金関と漢代の交通システム

これまで肩水金関から出土した伝の記録と符を中心に、通行証の用途を検討してきた。これは漢代交通と関所制度のなかで、どのような意味をもつのだろうか。李均明「漢簡所反映的関津制度」(二〇〇二年)は、関所の機能として、1軍事防衛、2控制人員往来(往来の制御)、3検査違禁物(禁制品の検査)、4緝拿罪犯(犯罪者の逮捕)等の方面をあげている。<sup>(35)</sup>ここでは図1をもとに、漢代交通と金関の役割を考えてみよう。

肩水金関には、交通の往来を規制し、通行証によって検察をする機能がある。伝は、広い領域にある複数の津関を往来するときの証明で、長距離にわたる用務を記している。その項目は、発給者と年月日、旅行者の身分、用務であり、公的な出張では車馬や宿泊、食事などの交通手段が提供される。この伝は、出發地の官府が発給し、郡県をこえて通行する本人が実物を携帯して往来する。伝の形態は、内容が外部から見える単体の簡牘で、そこに付けられた封泥は証拠印である。そこで金関では、伝の実物を回収することではなく、伝の文面を写して記録とすることになる。金関と肩水候官で出土した伝は、伝の実物ではなく、検察するとき複写した記録(抄本)である。この記録が肩水候官から出土する理由は、金関は肩水候官に所属し、その距離が近く、あたかも一体化した施設として機能しているためと推測される。<sup>(36)</sup>そこでもし伝の実物が出土するとすれば、それは発給した官府遺跡か、あるいは紛失して届けられた伝が残っている遺跡であろう。このとき発給地では、懸泉漢簡「死亡伝信冊」にみられるように、伝の写し(副本)を保管している。<sup>(37)</sup>ただし居延漢簡にみえる伝が、その内容を写した記録としても、これは伝の書式や使用方法が

うかがえる貴重な資料である。

つぎに肩水金閼の役制では、それは交通規制と検察だけではないことが注意される。漢代の伝には、公的旅行の伝と、私用旅行の伝がある。これは両者ともに「如律令」とあるように、官府が発信した公文書の書式である。このうち公的旅行の伝を持つ者は、郡・県の長官の要請による公務を遂行する旅行者である。懸泉置では、漢長安城の御史大夫が発給した高級官吏や使者を派遣する伝がある。<sup>(38)</sup> また郡が発給する伝には、詔書による公務がみえている。こうした旅行者は、関所の関齋夫よりも官職や身分が高い者をふくんでいる。この場合は、張家山漢簡「津関令」で規定するように、伝の不正使用や、他人への貸与、偽造のチェックなどが必要である。<sup>(39)</sup> しかし関所の主な任務は、公用の旅行者を検察するよりも、交通維持と公務の遂行を円滑にする要素が強いとおもわれる。これは河西四郡のシルクロードを往来する懸泉置で、公用伝の記録が多くみられ、エチナ河流域の南北を往来する方面では、公用伝の出土が少ないことと関連している。

交通規制と検察の要素が強いのは、私用旅行の場合であろう。私用旅行では、旅行者が本籍をもつ県が伝を発給しており、多くは長距離の商いが目的である。この場合は、伝の偽造をふくめて交通の検察が必要である。ただしこの場合も、伝には「毋苛留、如律令」とあり、交通に支障がないように命じている。したがって肩水金閼のような関所では、A伝を所持する旅行者に対して往来の安全を確保し、交通を維持する要素と、B私用の旅行者に対する交通規制と検察という二つの要素が認められる。

ところが公的・私的な旅行者の通過では、もう一つのチェックが必要である。それは禁制品の検査といわれるように、随行する人や物に対する申請と確認である。公的旅行の伝には、往来する車馬や随行者の交通条件を記す場合がある。しかしこの条件をこえて、私馬や随行人、物品を所持するときには、張家山漢簡「津関令」で規定するよう

に、その申告が必要である<sup>(4)</sup>。また私用旅行の伝でも、その随行人、物品の所持には、やはり申告が必要となる。本稿では、関所の通行に必要な車馬や牛、随行人などの証明を「致」と称したのではないかと推測した。こうした物品や随行人は、必ずしも禁制品ではなく、申告をすれば許可される性質をもっている。関所では、通常に出入りをする物品や人のほうが、禁制品より多いと想定される。そこで関所の機能では、人の通行に際して、A通過の物品や随行人の確認をすること、B禁制品の検査という二つの要素がある。

このように肩水金関では、交通システムと伝の使用に関して、(1)交通の維持・安全の確保と規制・検査、(2)人と物品の検査・随行人や物品の確認と、禁制品の検査という役割をもっている。ただし旅行者が往来に携行する伝は、実物を通過地で回収できないため、関所では伝の内容を記録することになる。

そこで金関では、通過の際に伝の内容を一覧した資料や、関出入簿にあたる記録を作成している。金関漢簡では、こうした伝の発給者と年月、用件を一覧したリスト(データファイル)や、往来した人物・車馬の出入を各段に分けた記録がある。

居延尉史梁褒 陽朔元年九月己巳居延令博為傳 十二月丁酉

市上書具長安

73EJT6:27A

居延……

陽朔□□九月……

73EJT6:27B

□□吏□□移簿大守府九月 壬子入關 十一月庚辰出關

73EJT10:64

肩水金関にある伝の記録は、一定の期間に保管されたのち、木簡の文面を削って再利用し、あるいは廃棄することになる。これを示すのは伝の内容を記した削衣(削り屑)と、保管するときに付ける櫛である<sup>(4)</sup>。

つぎに図1、表1によって、符の用途を考えてみよう。金関で出土した符は、1 出入符と、2 吏家属符（①と②③の形式）に分類できる。その結果、符は二つを合わせる割符の形態が基本であり、伝とは異なる形態や機能をもってゐる。たとえば出入符と、①吏家属符の使用方法是、居延や橐佗候官のように発給する官府が、先に金関に通し番号を付けた半分の符を配布している。そして出入符で居延から肩水地区にある範囲を往来する者は、出入符を貸与されて金関の出入りを照合される。これは通常的に往来する一定の範囲を想定しているが、用務を記していない。居延に帰ったあととは符を回収して、また別の者が使用する。①吏家属符は、対象となる者が吏とその家属に限定され、往来する範囲も同じ肩水地区に限られる通行であるが、その原理は出入符と同じである。これも番号だけで、使用する人名を特定していない。それは利用する者と範囲を想定した、通常的な往来の通行証である。したがって出入符と、①吏家属符の使用方法是、伝のように郡県を越えた複数の津関を通過するときに、人名と往来の用務を記し、単独で使用して確認する方法とは、まったく違う原理によつてゐる。

②③の吏家属符は、出入符の原理とは少し使用方法が異なつてゐる。この符には刻齒があることから、基本的に割符の用途をもつことは同じである。しかしここには年月日と、具体的な人名と年齢などの特徴を記しており、符の半分を金関に渡している形跡がない。したがつて②③の吏家属符は、発給した候官が往来を確認する符ではなく、おそらく肩水金関が往来する者に発給して、その出入を照合する用途をもつと推測される。ともかく肩水金関で出土した符は、出入りの確認に使用することは間違いない。

このような符は、往来する者と金関で左右の実物を持つてゐる。また金関が発給したとすれば、その実物は金関にあることになる。したがつて金関では、符の内容を写す必要はなく、必要なは往来した人びとの出入記録（番号、日時）と随行品などの情報であろう。佐原康夫氏や李天虹氏は、居延漢簡の出入籍を整理しているが、ここに印と番



号をもつ者の出入りを記録している。<sup>(4)</sup>ただし伝と符の区分は十分には説明されておらず、関出入簿については、なお検討が必要である。これについては、出・入の付記がある木簡を基本として、つぎのような対応を想定している。

1に、金関では郡と県の官府が発給した公用の伝を複写して記録としている。この公的な旅行、出張による伝を持つ者は、張掖郡の範囲をこえて往来し、輜車、乗伝などを利用した。そこで官吏の名を記し、輜車や馬の特徴を記した出入記録は、これに対応する形式ではないだろうか。

輜車三乘馬八匹即日平旦入關張掖大守卒史□

73EJT1:34

南陽陰鄉畜夫曲陽里大夫馮均年廿四大奴田兵二輜車一乘驛馳牝馬一匹

73EJT23:53

日勒丞王勝 馬二匹輜車二乘 小史修□里王奉光ノ

73EJT1:42

居延守左部游徼田房年卅五歲 輜車乘馬二匹駮□齒五歲高五尺

三寸

73EJT3:115

居延令史王元 居延丞印 革車一乘用馬一匹驪牝齒十二歲高六尺

十月癸丑南畜夫□入

73EJT23:905

守屬胡長 輜車一乘

用馬二匹驪牡齒五歲

73EJT3:31

ただし公用の伝を持つ者に関連して、そこに従者や奴を随行する場合がある。また用務として、複数の人数が通過するときには、戍卒や流民などを引率する例がある。これに対応する出入記録は、つぎの形式が推測される。

使者一人 假司馬一人 騎士廿九人 ・凡卅四人 傳車二乘 輜車五乘 元康二年七月辛未畜夫成佐通内

吏八人 御一人 民四人

官馬卅五匹 馬七匹 候臨

73EJT3:98



萬歳里公乘藉中年卅八 為姑臧尉徐嚴葆與嚴俱之官 正月庚午入

73EJT6:52

居延鬼新徒大男王武 閏月壬戌出

A32:37.1

鬼新蕭登 故為甲渠守尉坐以縣官事歐管戍卒尚勃讞爵減

73EJT3:53

元延二十一月丁亥論 故鱣得安漢里正月辛酉入

2に、私用旅行の伝を持つて往来する者は、張掖郡の範圍をこえる長距離の往来をしており、関所の通過に際して携行する物品などの申告が必要とおもわれる。その形式は、私用旅行の伝(73EJT23:897A)にみえる「馬車一兩用馬一匹齒十二歳牛車一兩用牛二頭」という付記のように、県と人名、携行品を記した出入記録が推測される。ただし公的な旅行の伝と、私用旅行の伝は、区別が不明な場合もある。

京兆尹長安棘里任□方 弩一矢廿四劍一口牛車一兩挾持庫丞印封隔

A33:280.4

3に、出入符を使って往来する者は、符の実物を照合しており、符の番号を記す記録が想定される。

□里賈陵年卅長七尺三寸黑色牛車一兩 符第六百八一□

A33:11.4

□書佐忠時年廿六長七尺三寸黑色 牛一車乘 第三百九十八 出

A33:280.3

番号がない吏家属符や、臨時に発行した符は、つぎのように家族などを記した出入記録が予想される。

延壽里大女許弟卿年卅一 黑色 十月丁酉出

73EJT5:52

居延城倉佐王禹鞞汗里 年廿七 ・問禹曰之鱣得視女病十月乙酉入

A32:62.55

4伝と符より以外の通行証を使って往来する者は、別の付記をした記録が推測される。たとえば「詣府」「詣廷」の用務は、都尉府や県廷に召喚されることであり、短い檄との対応が想定される。

肩水左後候長樊褒詣府對功曹

二月戊午平旦入

A32:15.25

夷胡隧長夏侯慶召詣廷 五月乙亥日舖坐入

73EJT23:776

夷胡隧長司馬章兼直隧留□□□□將詣廷 五月庚戌日出入

73EJT23:777

當井隧長隆召詣廷 二月庚申舖坐入

73EJT23:236

このように肩水金閼の関出入簿は、公的・私的な旅行の伝や、出入符、吏家属符、都尉府や県に召喚する檄などに  
対応する形式が想定できる。このほか出入記録には、身体的な特徴を記した記録や、戍卒などの名籍がみられるが、  
こうした形式を分析すれば、さらに関所の職務を知ることができよう。

また伝と致の記録や、出入関名籍では、それを整理するために付けた榻（付札）がある<sup>(63)</sup>。これによって伝と致を複  
写した記録と、出入記録との関係がわかり、金閼で情報処理をする過程が理解できる。

地節三年」●閏月吏民」出入關致籍

73EJT1:4

五鳳三年二月吏民」出入關傳籍

73EJT6:17

●甘露二年十月」關傳致籍

73EJT9:11

■鴻嘉三年正月」出入關名籍

73EJT6:115AB

●元延三年正月吏」民出入關致

73EJT3:48AB

●元延三年四月吏民出入關致

73EJT3:47AB

●吏民出入金關傳」致籍

73EJT10:240

それでは肩水金閼の役割と、交通システムとの関係は、どのように考えたらよいだろうか。秦漢時代の簡牘をとも  
なう交通遺跡は、疏勒河流域の懸泉置と、エチナ河流域の肩水金閼が代表的なものであった。こうした敦煌郡と張掖  
郡の漢簡による分析では、伝を所持して往来する人びとは、辺郡を往来するだけでなく、京師や内郡との間を往来

するものであった。また符を利用する者は、郡内を移動する官吏や、吏とその家属であるが、その割符としての使用は、漢代社会に共通するはずである。ここから漢代交通システムの特徴がみえてくる。

一は、懸泉置と肩水金閼という施設による役割の違いである。懸泉漢簡によれば、公用出張の旅行者は、中央や郡県が発給した伝を携帯し、通過地で宿泊、車馬、食事が提供される。<sup>(44)</sup> そのとき宿泊施設では、伝の内容を控えとして複写し、日時や往來の方向、食事の提供を付記する場合がある。これによって漢代では、交通システムを維持する役割がうかがえる。しかし懸泉置は、また郵駅の拠点として文書通伝を行う基点でもあった。<sup>(45)</sup> このとき同じ敦煌郡で文書の通伝に従事する者は、とくに伝を必要とせず、その受け渡しに割符としての郵書記録を作成している。ここでは東西の往來に広く使用する伝の用途と、日常の限られた範囲で使用される割符の用途を区別している。

これに対して、肩水金閼のような通過地では、基本的に宿泊や食事を提供しない。そのため金閼では、伝と符に記した記載に応じた対応が認められる。ここにみえる関所の役割は、(1)交通の維持と規制・検察、(2)随行する人や物品の確認と、禁制品の検査などである。このような通行では、単独の伝を所持して用務を行う者と、金閼の周辺にある地区に限られた符を所持する者が、ともに関所を出入りしている。したがって漢代辺境の関所では、これまで戦時に軍事防衛の機能を果たし、平時では人員の往來を規制する検察と、禁制品の検査などが重要な任務といわれてきたが、公用・私用の旅行ともに交通を維持し、随行する人や物品を確認(チェック)するという役割も重要であったことがわかる。

二は、伝と符の役割の違いである。まず伝は、懸泉置のような宿泊施設でも、肩水金閼のような関所でも必要な通行証であった。これは伝が、往來の通行を証明する単独の文書であることは問題ない。しかし懸泉置と肩水金閼の伝では、その所持によって発給者と用務を証明しており、これは宿泊や交通手段・食事の提供が受けられる要素と、関

所の通行が許可されるという二つの機能をもっている。このとき伝に付けられた封印は、発給者の証拠印ということになる。したがって伝の性格は、旅行者の身分証明が本質ではなく、往来する目的・用務を記し、通行に支障がないようにする通行証の要素が基本であるとおもわれる。この伝による用務の遂行は、文書による情報伝達とは違った手段である。

これに対して、符は二つの場所で照合する割符の要素が本質である。この二ヶ所での照合という符の機能が、関所の通行に対して用いられたとき、出入符や吏家属符の用途となっている。肩水金関から出土した符は、こうした照合・確認に用いるための符であると推測される。出入符の場合は、居延から先に金関に配布された右符に対応するものであり、一部に左符にあたる符が残されている<sup>46</sup>。また①の吏家属符は、出入符と同じ機能をもっているが、その対象は吏とその家属に限られ、往来の範囲は肩水地区にある。②③の吏家属符は、金関が発給し、その都度に往来する吏とその家属のために照合する符ではないかと推測した。この場合も、左右にあたる符が両方とも出土している。したがって符の機能は、一定地区の範囲で割符として照合されるものである。

三は、伝の記録や符の実物と、出入記録の形式には対応がみられることである。たとえば伝を使用する旅行者には、交通手段や従者、徒などの記載を記録する。出入符の往来には符の通し番号を記し、その他の符では、家族の特徴を記した出入記録が予想される。こうした記録は、さらに詳しい検討が必要である。

以上のように、ここでは居延漢簡と金関漢簡を中心として、伝の記録と符の機能を分析し、肩水金関と漢代の交通システムについて考察した。ここにみえる交通システムは、伝を持つ旅行者が遠く中央の関中や内郡と往来していることからすれば、この伝と符の用法や関所の役割は、漢王朝に共通する原理になると考える。

## おわりに

漢代エチナ河流域では、これまで辺境防衛の側面が強調されており、肩水金閼をめぐる交通では、伝や符の分類や書式が考察されている。しかしその用途については、なお不明な点が残されていた。そこで本稿では、とくに漢代交通にみえる伝と符の用途について検討した。その要点は、つぎの通りである。

一、秦漢時代では、交通の往来と関所の通行に伝や符の証明が必要であった。肩水金閼と肩水候官では、交通の要衝として、郡県が発給した公的旅行の伝と、県が郷の申請をうけて発給する私的旅行の伝が出土している。これらの伝は、すでに指摘されているように、通行者が携帯する伝の実物ではなく、それを通過地で写した記録である。

二、公用・私用の旅行ともに、伝の記録で封泥の印文を記すものは、すべて発給者の県名と同一である。そこで関所では、密封した伝の封印を開封して内容を記録したあと、再び封印することは想定できない。なぜなら、もし通過地で再び封印するのであれば、伝の印文は、その直前の通過地の印文となるはずだからである。ここでは伝の実物が、たとえば觚の形状のように、封泥を証拠印として、文書の内容が見える形態とすれば、関所では不正や偽造を確認して、伝の記録をとることが想定できる。

三、公的旅行と私的旅行では、伝に記した条件をこえて、馬車や私馬、牛車、随行者などを伴って関所を通過する場合には、別の文書を添付したとおもわれる。その文書は「如牒」のように添付の文書があることを示している。つまり関所の通行では、本人が通行に用いる伝とは別に、随行品の証明として発行された文書を記録しており、それが「致」と呼ばれる場合があると考へた。肩水金閼では、伝の記録とともに、こうした添付文書の控えや、出入の記録を作成している。

四、長さが小さい六寸の符は、側面に刻齒があり、伝とは異なる通行の機能をもつことが指摘されている。刻齒をもつ符は、基本的には二ヶ所で使用する割符であるが、肩水金関の通行では、1 出入符、2 吏家属符がある。出入符は、居延県が発給して金関に配布しており、居延地区から肩水金関を通過して、肩水地区に行くための証明である。このとき金関では、先に配布された通し番号をもつ符と照合して往來を確認したとおもわれ、通行者が居延に帰ったあと回収すれば何回でも利用できる。これは通常の業務に関する割符であろう。ただし肩水金関から居延地区に行くための割符と考えることはできない。

吏家属符は、同じ肩水地区で使用しているが、さらに三つに区分される。①のタイプは、曩他候官が肩水金関に配布して、通行する吏と妻子などの出入に使用する形態で、ここには側面の刻齒と通し番号がある。これもくり返して利用が可能であり、出入符の用途に近い。ただし往來は肩水地区の範圍にあり、出入符よりも対象者と地域、用途が限られている。②と③のタイプは、ともに候官に所属する吏と妻子などの名前・特徴を記し、側面に刻齒をもつ符である。これは特定の使用に限定される。ただしこの符は金関の地で出土していることから、肩水金関が発給して、再び照合して回収する機能をもつと推測した。

五、これらを総合すれば、伝は、発給地の郡県をこえて複数の通過地を往來するための旅行証明であり、長距離に及ぶものである。また致が、伝を補足する随行品の証明文書とすれば、それは複数の通過地で有効ということになる。肩水金関では、これらの伝や致の確認をして写しを取るほかに、別に出入の記録を作成する。これに対して符は、基本的に郡内の一定地区で有効な割符であるが、二ヶ所の使用についてはいくつかのケースがある。Aは、出入符と①吏家属符のように、発給先が往來する者に貸与する実物と、肩水金関で照合するために配布された符である。Bは、②③の吏家属符のように、往來する吏と家族のために符を発給して、出入を確認する場合である。この場合に

は、肩水金関で符を発給し照合するとともに、吏民の出入記録を作成している。

以上のように、金関漢簡の伝と符を分析すると、公的旅行に使用する伝の用途は、不正や偽造の確認はするが、交通規制と検察の要素よりも、出張や公務を果たすことを維持する機能が強いと想定される。交通規制や検察の要素が強いのは、私的な旅行に対する場合と、公的・私的旅行の伝にみられる条件をこえて、馬車や私馬、牛車、随行者などを伴う場合である。また符の形態と用途には、いくつかの種類があるが、この場合は実物を照合・確認するとともに、出入の記録を作成しており、検察の要素が強く表れている。これは張家山漢簡「津関令」にみえる規定に対応している。

このような肩水金関にみえる伝と符の用途は、エチナ河流域の特殊な交通に限られた方法ではなく、漢代社会に広く共通する規格であることが推測される。その一つは、私用旅行の伝にみえる手続きと地域社会の関係である。ここでは二つの特徴を示している。一に、県に所属する郷は独立して外部に文書を発給することはできず、外部への行政文書の発信は県が独立した基礎単位となっている。二に、郷は伝の申請に際して戸籍を掌握しているが、県が最終的に戸籍を統括する単位である。こうして居延漢簡や懸泉漢簡にみえる交通の実態を、漢代辺郡に限定せず、漢王朝に共通する交通システムの原理とみなすとき、伝と符の用途は社会のなかで相対的に理解できるであろう。同じように、漢簡にみえる文書伝達や情報処理などの用法に注目すれば、それは漢王朝に共通する方法として、地方行政と地域社会を理解する手がかりになると考えている。



## 注

- (1) 居延漢簡の主要テキストには、中国社会科学院考古研究所『居延漢簡甲乙編』上下(中華書局、一九八一年)、謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡積文合校』(文物出版社、一九八七年)、甘肅省文物考古研究所、甘肅省博物館、中國文物研究所、中國社會科學院歷史研究所編『居延新簡』甲渠候官(中華書局、一九九四年)があり、甘肅省文物考古研究所・甘肅簡牘保護研究中心編『甘肅簡牘百年論著目錄』(甘肅文化出版社、二〇〇八年)は研究文献を一覧する。
- (2) 遺跡報告や現地調査に、甘肅居延考古隊「居延漢代遺址的發掘和新出土的簡冊文物」(『文物』一九七八年一期)、甘肅文物工作隊「額濟納河下游漢代烽燧遺址調查報告」(甘肅文物工作隊・甘肅省博物館『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年)、大庭脩・鶴飼昌男・吉村昌之・門田明「居延地区の現状と新出漢簡情報」(関西大学『東西學術研究所紀要』二九、一九九六年)、羅仕傑「漢代居延遺址調查與衛星遙測研究」(台灣古籍出版有限公司、二〇〇三年)、宮宅潔「エチナ河流域の諸遺跡(エチナ河下流域)」、角谷常子「エチナ河流域の諸遺跡(毛目地域)」(以上、『シルクロード学研究』古シルクロードの軍事・行政システム—河西回廊を中心として)二二、シルクロード学研究センター、二〇〇五年)、水間大輔・柿沼陽平・川村潮・楯身智志「居延漢代烽燧・城邑遺址等踏査記」(早稲田大学『長江流域文化研究所年報』五、二〇〇七年)、邢義田「全球定位系統(GPS)、3D衛星影像導覽系統(Google Earth)与古代辺塞遺址研究—以額濟納河烽燧及古城遺址為例」(『地不愛宝・漢代的簡牘』中華書局、二〇一一年)、森谷一樹「前漢—北朝時代の黑河流域—農業開發と人々の移動」(中尾正義編『オアシス地域の歴史と環境』勉誠出版、二〇一一年)などがある。
- (3) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」(一九五四、『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年)、同「漢代の符と致」(『漢簡研究』同朋舎出版、一九九二年)、李均明「漢簡所見出入符・伝与出入名籍」(一九八三、『初学録』蘭台出版社、一九九九年)、同「秦漢簡牘文書分類輯解」(文物出版社、二〇〇九年)など。
- (4) 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館等『肩水金閼漢簡(壹)』(中西書局、二〇一一年)、同編『肩水金閼漢簡(貳)』(中西書局、二〇一二年)。
- (5) 『シルクロードのまもり—その埋もれた記録』(大阪府立近つ飛鳥博物館、一九九四年)、甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉遺址發掘簡報」(『文物』二〇〇〇年五期)、張德芳「懸泉漢簡中的“伝信簡”考述」(『出土文獻研究』七輯、上海古籍出版社、



二〇〇五年)、郝樹聲・張德芳『懸泉漢簡研究』(甘肅文化出版社、二〇〇九年)、張俊民「敦煌懸泉漢簡所見人名綜述(三)」(『簡帛研究二〇〇五』廣西師範大學出版社、二〇〇八年)、侯旭東「西北漢簡所見“伝信”与“伝”——兼論漢代君臣日常政務的分工与詔書律令的作用」(『文史』二〇〇八年三期)。

(6) 大庭脩「漢代の符と致」一七二頁。

(7) 拙稿「漢代の交通と伝信の機能——敦煌懸泉漢簡を中心として」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二六、二〇〇九年)、同「漢代交通與伝信の機能——以敦煌懸泉漢簡為中心」(『白沙歴史地理学報』第一二期、二〇一一年)、同「漢簡にみえる交通と地方官府の伝」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二九、二〇一〇年)、同「漢代エチナ河流域の交通と肩水金閔」(『資料学の方法を探る』一一、二〇一二年)、同「金閔漢簡の伝与漢代交通」(『簡帛』第七輯、武漢大学簡帛研究中心、二〇一二年)。

(8) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」六〇七頁。

(9) 富谷至『文書行政の漢帝国』第三編第二章「通行行政」二九四～二九五頁。


(10) 市川任三「居延簡印章考」(『東洋文化研究所紀要』無窮会東洋文化研究所、一九六四年)、鷹取祐司「漢簡所見文書考」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)。

(11) 伝の実物が觚の形状をもつ簡牘と関係することは、鷹取祐司「漢簡所見文書考」、拙稿「漢代エチナ河流域の交通と肩水金閔」、同「金閔漢簡の伝与漢代交通」で述べている。

(12) 角谷常子「エチナ川流域の関について——肩水金閔を中心に」(前掲『シルクロード学研究』二二)では、74EJ.3.155の文書について、肩水城尉(都尉府の尉)が直接に金閔に送っているが、これは先に関に通知して、記載された者がやって来たときに取り計らいをするを理解している。

(13) 背面に記された「発」の用法は、これまで封泥を開封するとみなされているが、それは文書を処理する手順にみえている。拙稿「居延漢簡の調査と考察ノート」、同「漢代簡牘的文書処理与“発”」(黎明劍編『漢帝国的制度與社会秩序』Oxford University Press (China) Limited, Hong Kong, 二〇一〇年)。

(14) 彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七年)、拙著『中国古代国家と社会システム——長江流域

- 出土資料の研究」第十章「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘―伝と致の用途」(汲古書院、二〇〇九年)、拙稿「張家山漢簡・津関令」与漢墓簡牘―伝与致的情報伝達」(『簡帛』第二輯、武漢大學簡帛研究中心、二〇〇七年)。
- (15) 大庭脩「漢代の符と致」は、致籍を「伝と致の籍」、登記簿という説に従い、致は短距離の移動者に対する証明書とみなしているが、拙稿「張家山漢簡・津関令」与漢墓簡牘」では距離とは関係しない文書と考えている。
- (16) 大庭脩「冥土への旅券」(前掲『漢簡研究』)、拙稿「張家山漢簡・津関令」与漢墓簡牘」。
- (17) 注(3)の論文。このほか富谷至「文書行政の漢帝国」第三編第二章「通行行政」(名古屋大學出版会、二〇一〇年)、鷹取祐司「漢代における符の展開―制符から文書へ」(『東アジアの簡牘と社会―東アジア簡牘学の検討』シンポジウム報告集、二〇一二年)、伊藤瞳「漢代における符の形態と機能」(『史泉』一六、二〇一二年)がある。
- (18) 榎山明「刻齒簡牘初探―漢簡形態論のために」(『木簡研究』一七、一九九五年)。
- (19) 張経久・張俊民「敦煌漢代懸泉置遺址出土的『騎置』簡」(『敦煌學輯刊』二〇〇八年二期)、拙稿「漢代地方の文書通伝と郵書記録」(『愛媛大學法文学部論集』人文学科編三一、二〇一一年)。
- (20) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」四三二～四三五頁。
- (21) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」六一九～六二二頁。
- (22) 李均明「漢簡所反映的関津制度」(『歴史研究』二〇〇二年三期)、同「秦漢簡牘文書分類輯解」四三三～四三四頁。
- (23) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」、同「漢代の符と致」は居延県とし、鷹取祐司「漢代における符の展開」は甲渠候官とする。富谷至「通行行政」は、出入符の用途について、伝を再び封印する手間を省いて、簡略化するために符を利用したという。出入符の官は肩水候官で、左右の意味は、移動者が左を所持し、右を関所が持つとする。また名前がないため特定の通行者ではなく、公務にあたる吏卒や、警邏、通信などに使用されたと推測している。
- (24) 大庭脩「漢代の符と致」六一頁では、居延漢簡83.15の「從第一始大守從五始使者符合乃」について、皇帝の手にある右半は第一の符から使用し、郡太守のもとにある符の左半は第五から使用するという。ただしこれは中央と郡にある第一から第五に限られた符の用法である。

- (25) 李均明「漢簡所反映的関津制度」、拙稿「張家山漢簡・津関令」与漢墓簡牘」。
- (26) 畑野吉則「敦煌懸泉漢簡の郵書記録簡」(『資料学の方法を探る』一〇、二〇一〇年)、同「居延漢簡にみえる郵書記録と文書通伝」(『資料学の方法を探る』一一、二〇一二年)、拙稿「漢代地方の文書通伝と郵書記録」。
- (27) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」四三五頁は、烽燧で当番をする吏卒が用いる当直の証拠とする。
- (28) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」四三四―四三五頁。
- (29) 派遣の符には、觚の形状をもつものがある。鷹取祐司「漢簡所見文書考」、「漢代における符の展開」、拙稿「漢代檄の伝達方法と機能―文書と口頭伝達」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編三二、二〇一二年)、「漢代檄的伝達方法及其功能」(『甘肅省第二屆簡牘学国際學術研討會論文集』上海古籍出版社、二〇一二年)。
- (30) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」四三四頁では、辺吏の家属が関所を出入するときに使用する出入証明とする。大庭脩「漢代の符と致」一六六頁では、「吏の家属」の符ではなく、「隧長とその家属の符」「家属を伴った隧長の符」とする。
- (31) 李均明「漢代屯戍遺簡『葆』解」(前掲「初学録」)は、葆について、1張政娘氏の人質という説、2裘錫圭氏の庸保(雇い人)という説を紹介し、3担保、保証と考証している。ここでは庸保とする説に従う。
- (32) 永田英正「居延漢簡の研究」第二部第四章「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治組織」(同朋舎出版、一九八九年)によれば、肩水都尉に所属する橐佗候官に莫當隧、延寿隧、吞胡隧、石南亭があり、肩水候官に驛北亭がある。
- (33) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」四三四頁。
- (34) 李均明「漢簡所見出入符・伝与出入名籍」(一九八三年)、佐原康夫「居延漢簡に見える肩水金関について」(『中国出土文字資料の基礎的研究』科学研究報告書、一九九三年)は、関出入簿の形式を、aタイプ・人名と身分・年齢と、下端に出入りの日付を付けた最も記載が少ない簡単な記録、bタイプ・人名・年齢などに加えて身長が書かれる書式、cタイプ・乗物や所持品が書きこまれる形式に分類している。
- (35) 李均明「漢簡所反映的関津制度」。
- (36) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」は、関蕃夫が肩水候の職務を代行し、肩水候官に「肩水金関」の檢があることから、候官をへ

て都尉に所属するとみなしている。角谷常子「エチナ河流域の諸遺跡（毛目地域）」は、金関の施設は肩水候官に近く、両者は一体であると考えている。

- (37) 拙稿「漢代の交通と伝信の機能」、同「漢代交通與伝信的功能」。
- (38) 拙稿「漢代の交通と伝信の機能」、同「漢代交通與伝信的功能」。
- (39) 李均明「漢簡所反映の関津制度」、拙稿「《張家山漢簡・津関令》与漢墓簡牘」。
- (40) 拙稿「《張家山漢簡・津関令》与漢墓簡牘」。
- (41) 拙稿「漢代エチナ河流域の交通と肩水金関」、同「金関漢簡の伝与漢代交通」。
- (42) 佐原康夫「居延漢簡に見える肩水金関について」、李天虹「居延漢簡簿籍分類研究」（科学出版社、二〇〇三年）、李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」。
- (43) 拙稿「漢代エチナ河流域の交通と肩水金関」、同「金関漢簡の伝与漢代交通」。
- (44) 拙稿「漢代西北の交通と懸泉置」（『資料学の方法を探る』八、二〇〇九年）、同「漢代西北の交通及懸泉置」（『白沙歴史地理学報』第一〇期、二〇一〇年）。
- (45) 張俊民「敦煌懸泉漢簡所見「亭」」（『南都学壇（人文社会科学学報）』二〇一〇年第一期）、畑野吉則「敦煌懸泉漢簡の郵書記録簡」、同「居延漢簡にみえる郵書記録と文書通伝」。
- (46) 出入符と①吏家屬符は、発給した機構が先に肩水金関に配布しているため、その照合のための実物が出土したと推測できる。出入符が、肩水金関と肩水候官で出土している理由は、この二つの施設の距離が近く、一体化した機構となっているため、肩水候官に保管されていたことが想定できる。しかし左符と右符の混在については不明な点がある。

本稿は、二〇一三年八月二四日に甘肅省金塔県で開催された居延遺址与絲之路歴史文化国際学術研討会の報告をもととしており、平成二五年度のJSPS科研費・基盤（C）24520804「里耶秦簡・西北漢簡と実地調査による秦漢地域社会の研究」による成果の一部である。